

介護保険料の減額制度をご存知ですか？

減額の要件は？

次の2つの要件に該当する方

- ・世帯員全員が住民税非課税であること。
- ・世帯の年間収入及び資産などが一定基準以下であること。

申請時期は？

申請は、7月22日（火）から受け付けます。

- ※ 申請が遅れると減額金額が変動する場合がありますので、ご注意ください。

申請の時に持参するものは？

- ・印鑑
- ・介護保険料納入通知書（特別徴収額決定通知書）
- ・収入額を証明できるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、確定申告書など）
- ・家計状況が分かるもの（預貯金通帳など）

減額の金額は？

減額後の保険料は次のとおりとなります。

- ・第3段階（35,100円）が、第2段階（30,420円）に
 - ・第2段階（30,420円）が、第1段階（23,400円）に
- ※ 段階の説明については、下表の「食費・居住費の負担限度額」をご覧ください。

問合わせ先

詳細については、各市町村窓口か、広域連合までお問い合わせください。

久慈市介護支援課（元気の泉）	TEL0194-61-1112
洋野町福祉課	TEL0194-65-5915
野田村住民福祉課	TEL0194-78-2927
普代村保健福祉課	TEL0194-35-2114
広域連合介護保険課	TEL0194-61-3355

食費・居住費の負担額の軽減申請。

介護保険施設へ入所（入院）又はショートステイを利用したときの「食費・居住費」は、原則として自己負担となりますが、下表の段階区分ごとに、「食費・居住費の負担額」の軽減を受けることができます。

申請は、各市町村窓口又は広域連合で受け付けます。

認定された方には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

食費・居住費の負担限度額（日額）

利用者負担段階		居住費（滞在費）				食費
区分	対象者	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税であって、上記の第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
基準費用額	・第1段階～第3段階に該当しない方	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。